



# 中央家保便り

令和6年3月発行  
沖縄県農林水産部  
中央家畜保健衛生所  
南城市大里字大里2085

TEL:(098) 945-2297  
FAX:(098) 945-3467



## 韓国でアフリカ豚熱（ASF）が続発！

令和6年1月以降、韓国の釜山広域市の野生イノシシで、アフリカ豚熱の感染が続いています。日本への航路がある港や空港付近でも感染が確認されており、国内への本病の侵入リスクが極めて高い状況です。アフリカ豚熱は致死率が高く、治療法やワクチンも存在しないため、国内への侵入を阻止することが重要です。海外から肉製品を絶対に持ち込まないといった水際対策のほか、農場では飼養衛生管理基準の遵守による侵入防止対策をお願いします。

農水省HP：

アフリカ豚熱（ASF）に関する情報（詳細はこちらをご確認ください）

<https://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/asf.html>



## 高病原性鳥インフルエンザの発生が続いています！

令和6年2月11日に鹿児島県南さつま市で9例目（5400羽）、3月12日に広島県北広島町で10例目（約8万羽）の高病原性鳥インフルエンザの発生が確認されました。今一度、農場の飼養衛生管理基準の再点検と健康観察を徹底し、異状がみられた場合は当所まで直ちに通報してください。

- 早期発見・早期通報
- 農場の防鳥ネットの再確認・修繕
- 農場内へのウイルス侵入防止対策の徹底
- 消石灰散布など、農場周辺の消毒の徹底



# 定期報告書の提出について

・家畜伝染病「口蹄疫」「豚熱」「高病原性鶏インフルエンザ」の発生を受け、愛玩目的も含めて家畜を1頭(羽)でも飼育している方は、その飼養状況などを毎年報告することが家畜伝染病予防法にて義務づけられています。

・様式は、以下ホームページ(中央家畜保健衛生所)から入手できます。  
<https://www.pref.okinawa.jp/shigoto/chikusangyo/1011293/1022760/1022761/1011297.html>

市町村にも送付していますのでご相談ください。

## 以下の家畜を飼養している方は提出の義務があります。

- ①牛、水牛、鹿、めん羊、山羊
- ②豚、いのしし
- ③鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥、七面鳥
- ④馬

## 提出期限

- ①、②、④は、毎年4月15日まで
- ③は、毎年6月15日まで

## 提出様式

(A)様式1-1.基本情報 (B)様式1-2(別紙).飼養衛生管理者

(C)様式1-2(1)牛等,(2)豚等,(3)鶏等,(4)馬

.飼養衛生管理基準の遵守状況及び遵守するための措置の実施状況(自己点検してチェックを入れてください)

(D)様式2農場見取り図

(E)様式3飼養衛生管理の概要

ただし、以下の方は(A)のみ提出してください。(B)~(E)は提出不要。

牛・水牛・馬・・・1頭のみ飼養

豚・いのしし・山羊・・・飼養頭数が6頭未満

鶏その他家きん・・・飼養羽数が100羽未満、(だちょう10羽未満)

(提出先)  
沖縄県中央家畜保健衛生所

〒901-1202 沖縄県南城市大里字大里2085  
TEL: 098-945-2297 FAX: 098-945-3467  
Email: xx043010@pref.okinawa.lg.jp



# ランピースキン病が韓国で流行しています！

ランピースキン病は牛の伝染病で、届出伝染病に指定されています。これまで国内での発生はありませんが、令和元年の中国での発生以降、アジア各国で発生が続いています。昨年10月に韓国で初めて本病の発生が確認されて以降、11月までに韓国全土の107農場まで広がっています。

<b>江原道</b> ・初発生日：10月23日 ・発生件数：7件 ・発生農場飼養頭数：235頭
<b>仁川広域市</b> ・初発生日：10月23日 ・発生件数：9件 ・発生農場飼養頭数：1,048頭
<b>京畿道</b> ・初発生日：10月20日 ・発生件数：26件 ・発生農場飼養頭数：1,971頭
<b>忠清北道</b> ・初発生日：10月22日 ・発生件数：5件 ・発生農場飼養頭数：133頭
<b>忠清南道</b> ・初発生日：10月19日 ・発生件数：41件 ・発生農場飼養頭数：1,915頭
<b>全羅北道</b> ・初発生日：10月24日 ・発生件数：14件 ・発生農場飼養頭数：1,087頭
<b>慶尚南道</b> ・初発生日：10月30日 ・発生件数：1件 ・発生農場飼養頭数：29頭
<b>全羅南道</b> ・初発生日：10月28日 ・発生件数：2件 ・発生農場飼養頭数：178頭



- ・発熱後に体表に結節や発疹が現れる
- ・蚊などの昆虫（節足動物）の媒介により広がる
- ・有効な治療方法はない

●：初報(1例目)地点  
 □：発生が確認された行政区画

## 定期人事異動のお知らせ

### 【転出者】

- ・所長 島袋 宏俊 ➡ 畜産研究センター 所長
- ・班長 照屋 国明 ➡ 畜産課 家畜防疫対策班 主幹
- ・主任技師 荒木 美穂 ➡ 家畜衛生試験場 副場長
- ・主任技師 親泊 元治 ➡ 宮古家畜保健衛生所
- ・主任技師 桃原 紀子 ➡ 八重山家畜保健衛生所

今までお世話になりました！



# 【蜜蜂飼育者の皆様へ】

(令和5年12月改正)

## 配置調整へのご協力をお願いします。

限られた蜜源植物を、蜂群同士が争うことなく最大限利用するためには、地域の蜜源植物の植栽状況に応じた蜂群の配置調整が必要です。



### ポイント

- ★ 蜜蜂を飼育する**全ての方は、毎年1月末までに、飼育届を住所地の市町村を經由して沖縄県に提出する**必要があります。
- ★ 今般、蜂群の配置調整の対象となる「**養蜂業者\***」の範囲が拡大されましたので、**ご注意ください**。
- 〔※ 試験研究用又は蜂蜜等の自家消費のために小規模で蜜蜂を飼育する個人を除き、反復継続して蜜蜂を飼育している場合は、養蜂業者にあたります。〕
- ★ 飼育届は、提出をもって飼育が許可されるものではなく、**提出後に蜂群の配置調整が必要となる場合があります**。
- ★ 飼育計画に基づかない蜂群数の増加や飼育場所の変更は、飼育変更届の提出が必要になるとともに、**改めて蜂群の配置調整が必要となる場合があります**。
- ★ 不適切な管理による病気の発生は、**地域の適正な蜂群配置等に悪い影響を与えます**。

### お願い



飼育届の徹底と都道府県による蜂群配置の適正化へのご理解・ご協力をお願いします。

蜜蜂飼育者間のトラブルの回避や、限られた蜜源の有効活用、疾病まん延の防止等に寄与します。

### 〇お問い合わせ先

農林水産省畜産局畜産振興課

TEL : 03-3591-3656 (ダイヤル)

沖縄県畜産課

TEL : 098-866-2269

メールアドレス : [beekeeping@maff.go.jp](mailto:beekeeping@maff.go.jp)メールアドレス : [aa043001@pref.okinawa.lg.jp](mailto:aa043001@pref.okinawa.lg.jp)